

秘	
指定省	厚生労働省労働基準局 安全衛生部 安全課長
附 無期限	
平成21年12月16日から 平成22年12月15日まで	

基安安発 1216 第 2 号
平成 21 年 12 月 16 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部 安全課長
(契印省略)

建設業における足場からの墜落防止措置の実施状況に係る調査について

足場からの墜落・転落災害の防止については、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第23号。以下「改正省令」という。）に加え、平成21年4月24日付け安全衛生部長名通達「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」（以下「部長通達」という。）等に基づき、その徹底を図っているところであり、足場からの墜落・転落災害による死亡者数は着実に減少してきているところであるが、平成21年の建設業における足場からの墜落・転落災害による死亡者数は、11月7日現在で20人となるなど、依然として後を絶たない状況にある。

足場からの墜落・転落災害を更に減少させるためには、改正省令に基づく墜落防止措置の徹底に加えて、部長通達に定める措置の普及を図ることにより、安全で安心感のある足場の普及を図ることが重要である。

このため、今般、改正省令に基づく措置の確実な履行や部長通達に定める措置のより一層の普及に資するため、その実施状況等について把握するとともに、問題が認められる場合には指導を行うこととしたところである。

については、下記により、標記調査を実施の上、その状況を報告されたい。

記

1. 調査対象

高さ2m以上の足場が設置されている建設業の現場（ビル建築工事、木造家屋建築工事の現場を主な対象とするが、土木工事の現場や製造業の工場等の改修工事などの現場も含めて差し支えない。）について、全国で5,000現場程度を対象に実施する。

2 実施時期

平成22年2月末日までに実施するものとする。

3 実施方法

(1) 原則として、平成21年10月以降に実地にて個別指導、実地調査、災害調査、監督指導等を実施した現場であって、調査付票の記入が可能なもの（事業者への電話確認等により全項目を記入可能な場合を含む。）について、調査付票（別添1）を別途指示する件数作成することとする。

(2) 上記（1）の件数が別途指示する件数に満たない場合には、追加で実地にて調査を行うこととする。なお、追加で実地にて調査を行う場合であって、足場からの墜落防止措置等に改善すべき点が認められた場合には、専用指導文書（別添2）の交付をもって指導を行うものとする。

4 本省報告等

平成22年3月15日（月）までに別紙により調査結果を局安全主務課にて取りまとめ
のうえ、本省安全衛生部安全課建設安全対策室あて [REDACTED]
[REDACTED] メールにて報告する。

5 その他

[REDACTED]

建設業における足場からの墜落防止措置に関する実態調査付票

労働局

署

□個別指導 □実地調査 □その他 実施年月日：平成 年 月 日

1 対象工事		□①ビル建築工事 □②木建工事 □③土木工事 □④その他（設備工事等）				
2 発注者の別		□①民間 □②国 □③地方公共団体 □④その他（特殊法人等）				
3 足場の種類		□①わく組足場 □②わく組足場以外の本足場等 □③一側足場のみ設置				
4 足場の組立て時における手すり先行工法の採用		□①手すり先送り方式 □②手すり据置方式 □③手すり先行専用方式 □④採用なし				
5 墜落防止措置の実施状況	わく組足場の場合	安衛則第563条第1項第3号に規定する措置	【外側の措置】		【躯体側の措置】	
		部長通達に示した「より安全な措置」	□①上さんの追加 □②①を部分的に実施 □③手すり先行専用型足場の採用 □④③を部分的に実施 □⑤「より安全な措置」は実施していない		□①上さんの追加 □②①を部分的に実施 □③手すり先行専用型足場の採用 □④③を部分的に実施 □⑤「より安全な措置」は実施していない	
	わく組足場以外の場合	安衛則第563条第1項第3号に規定する措置	□①手すり(85cm以上)+中さん(35~50cm) □②手すり(85cm以上)+墜落防止上有効な2本以上の斜材 □③手すり(85cm以上)+その他(35cm以上の防音パネル等) □④高さ85cm以上の防音パネル等 □⑤「措置なし」若しくは「不十分」 □⑥措置不要(墜落のおそれなし)		□①手すり(85cm以上)+中さん(35~50cm) □②手すり(85cm以上)+墜落防止上有効な2本以上の斜材 □③手すり(85cm以上)+その他(35cm以上の防音パネル等) □④高さ85cm以上の防音パネル等 □⑤「措置なし」若しくは「不十分」 □⑥措置不要(墜落のおそれなし)	
		部長通達に示した「より安全な措置」	□①幅木の設置 □②①を部分的に実施 □③「より安全な措置」は実施していない		□①幅木の設置 □②①を部分的に実施 □③「より安全な措置」は実施していない	
	6 建地と床材との隙間		□①床材の組合せにより隙間がない □②隙間を附属の部材で埋めている □③措置なし			
	7 事業者による点検の実施	作業開始前点検	点検の実施状況	点検の実施者	チェックリストの活用	調査結果の記録、保存
足場の組立て・変更後の点検		□①実施している □②一部未実施 □③未実施	□①職長等 □②作業主任者 □③第三者 □④その他	□①活用している □②活用していない		
悪天候後の点検		□①実施している □②一部未実施 □③該当事案なし □④未実施	□①教育を受けた作業主任者等 □②職長等 □③第三者 □④その他	□①活用している □②活用していない		
8 工事開始から現在までの「足場からの墜落・転落災害」発生状況(休業4日以上の死傷災害)		被災者総数	【通常作業時】 人(うち死亡 人)	【組立・解体等時】 人(うち死亡 人)		
		うち、「一人親方」等労働者性のない者によるもの	【通常作業時】 □①責任者等が把握していない □②把握している 人(うち死亡 人)	【組立・解体等時】 □①責任者等が把握していない □②把握している 人(うち死亡 人)		

(参考)

「建設業における足場からの墜落防止措置に関する実態調査付票」記入上の留意事項

- 1 各項目の該当する 欄をチェックすること。
- 2 「複数の種類の足場を混在して設置している場合」や「複数の種類の墜落防止措置を講じている場合」など、複数の項目に該当がある場合には、該当項目のうち、「主たる項目」のみを選択すること。
特に、「3 足場の種類」欄について、本足場と一側足場が混在している場合には、主たる足場が一側足場であっても「③一側足場のみ設置」は選択せず、「①わく組足場」、「②わく組足場以外の本足場等」のいずれかの項目を選択する必要があることに留意すること。
- 3 「3 足場の種類」欄において「③一側足場のみ設置」を選択した場合には、項目4～6は記入を要しないこと。
- 4 「4 足場の組立て時等における手すり先行工法の採用」欄に掲げる手すり先行工法の各方式については、平成21年4月24日付け基発第0424001号「手すり先行工法に関するガイドライン」及び建設業労働災害防止協会ホームページ(http://www.kensaibou.or.jp/activity/pdf/20090715tesuri_senkou.pdf)に掲載されたリーフレットを参考とすること。



(実態調査時における専用指導文書)

平成 年 月 日

事業者 殿

●●労働基準監督署

足場からの墜落・転落災害防止の徹底について

貴現場（事業場）に設置された足場については、平成21年4月24日付け安全衛生部長通知に定める事項に改善すべき点が認められるため、改正労働安全衛生規則に基づく措置の確実な履行に加え、より安全な足場となるよう、下記事項のうち□内にレ印を付した事項を実施していただくようお願いします。

記

I 足場からの墜落防止措置

1 足場の種類に応じた措置

(わく組足場の場合)

 次のいずれかの措置

- ・ 交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下のさん若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備に加え上さんを設置する
- ・ 手すり、中さん及び幅木の機能を有する部材があらかじめ足場の構成部材として備えられている手すり先行専用型足場を設置する

(わく組足場以外の足場の場合)

 手すり等及び中さん等に加え幅木を設置する

2 共通事項

(作業床関係)

-
- 足場のはり間方向の建地（脚柱）の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材は建地（脚柱）とすき間をつくらないように設置する

(足場の組立解体時の措置)

-
- 足場の組立て、解体時及び使用時の墜落災害を防止するため、平成21年4月24日付け基発第0424002号「手すり先行工法に関するガイドライン」において示された「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行う

II 足場等の安全点検の確実な実施

-
- 足場等の点検に当たっては、足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行う

-
- 足場等の組立て・変更時等の点検実施者については、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名する

-
- 作業開始前の点検は職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名する

※ 具体的な実施方法や不明な点につきましては、当署あてお問い合わせください。

(担当：)

